

各	部	長	}	殿						
会	計	管			理	局	長			
企	業	局			長					
行	政	委			員	会	事	務	局	長
教	育	長								
警	察	本	部	長						

総 務 部 長
(財政課総務班・総務総括班)
(人事課内部統制室)

議会質問に関する取扱いについて（通知）

今般、議会質問に関し、他会派の質問内容を事前に特定の会派へ伝える、あるいは、本来議員が作成すべき議会質問の原稿を職員が作成していた、ということが報道機関から報じられました。

これを受け、知事部局の現役職員を対象に調査したところ、質問情報を他会派に提供していた、また、質問の作成に関与したことがある、といった事実が判明しました。

これらの行為は地方公務員法などの法令には直ちに抵触するとまでは言えないものの、執行部による議会のチェック機能が損なわれ、政策の質を低下させるだけでなく、議員への配慮を優先する組織風土を生む一因となっていた可能性がある状況でした。

そのため、貴職におかれましては、部内職員に対し下記事項を周知いただき、今後の対応について、遺漏ないよう御指導願います。

記

1 議会質問情報の他会派への提供について

(1) 法適合性

顧問弁護士に確認したところ、以下のとおりであった。

- ・ 質問情報を提供している事実は確認されたものの、質問情報の提供先が同一の地方公共団体内での行為であることを踏まえると、地方公務員法第34条における『漏洩』に該当するものとは解されない。
- ・ また、その目的は議会運営を円滑にすることにあり、特定の会派への利益供与を意図したものではないことを踏まえると、地方公務員法第30条における『全体の奉仕者』としての立場に抵触するものとは解されない。

【参照条文】

○地方公務員法（抜粋）

（服務の根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（2）課題

- ・ 特定の会派に偏った情報提供が、必要性や妥当性が十分に検証されないまま『慣習』として組織に根付いており、外形的にみると、特定の会派を利するよう見えることが、全体の奉仕者たる県職員として望ましくない状況となっていた。
- ・ また、少数会派が独自の調査や問題意識に基づいて行う政策提案について、多数会派が先んじて行うことに繋がり、議会活動の努力や独自性が無効化されるおそれがある状況であった。

（3）今後の対応

- ・ 調査結果を踏まえ、執行部職員から会派（議員）に対し、他の会派（議員）に係る質問情報※の提供を禁止する。
※質問情報…質問内容、質問文（骨子を含む）、答弁骨子（方向性を含む）
- ・ 議会が設置した第二次「議会改革プロジェクトチーム」において、この調査結果及び執行部から他会派（議員）に係る質問情報の提供を行わないことについて報告を行う。

2 職員による議会質問作成について

（1）法適合性

顧問弁護士に確認したところ、以下のとおりであった。

- ・ 議会からの要求、上司からの指示等を断ることが出来ず質問を作成している事実は確認されたものの、職員が議会質問を作成する行為自体は、地方公務員法その他法令に抵触しない。

（2）課題

- ・ 論点整理に必要な情報提供や意見交換の範囲を超えて、執行部職員が議会質問の骨子や原稿を作成することは、執行機関の活動を監視する役割を担っている議会を執行部自らがコントロールするという「監視機能の形骸化」が生まれるおそれのある状況であった。
- ・ また、執行部が質問を作成することで、政策議論の選択肢を狭め、県民により良い行政サービスを提供できる可能性を損なうおそれがある。

- ・ 質問の作成が、必要性や妥当性が十分に検証されないまま『慣習』として執行部内に根付いており、特に、幹部職員が会派（議員）からの要求等に基づき部下職員に作成を指示していたことが「会派（議員）への配慮」を優先する組織風土を生む一因となっていた可能性がある。

(3) 今後の対応

- ・ 調査結果を踏まえ、会派（議員）が行う議会質問の原稿作成（質問原稿全文の作成だけでなく、会派（議員）から問の提供を受けて前語りなどを追加し、質問原稿を作り上げる行為を含む。）を執行部職員が行うことを禁止する。
- ・ 議会が設置した第二次「議会改革プロジェクトチーム」において、この調査結果及び執行部職員による議会質問の原稿作成は行わないことについて報告を行う。

3 問い合わせ・相談について

上記 1、2 における今後の対応に関して、問い合わせや相談がある場合は、以下 (1)(2) を窓口として対応する。

(1) (2) 以外の問い合わせ等（取扱いに関する疑義等）

財政課総務総括班宛て電話、電子メール、チャット等により受け付ける。

電話：内線 2243（総務総括班長席） ※その他、総務総括班員への電話でも対応

電子メール：zaisei-sousou@pref.fukuoka.lg.jp

(2) 全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのある働きかけ・依頼を受け、自己が行う行為が適切かどうか判断することが困難な場合における相談

「公務員の服務規律の確保について（通達）」（令和 8 年 6 月 1 日付 8 人第 6 3 1 号総務部長通達）に基づき、相談票を作成のうえ、人事課内部統制室宛て電子メールにより提出するものとする。

提出先：jinjika-naibu@pref.fukuoka.lg.jp

※ (2) については、教育庁、警察本部は除く。

4 議会質問に関する対応記録票の作成について

職員による議会質問情報の提供（横流し）や職員による議会質問作成の禁止を徹底するとともに、議会質問に関する会派（議員）とのやりとり（情報提供・意見交換等）について県民に疑念を抱かれないよう、当面の間、情報提供や意見交換等を行った場合には、その対応者が「議会質問に関する対応記録票」（別添様式）を作成し、主管課を経由して、財政課（以下アドレス）にメールで提出するものとする。

提出先：zaisei-sousou@pref.fukuoka.lg.jp

議会質問に関する対応記録票

※原則として、対応者が作成すること。

日 時	令和 年 月 日 / 時 分 ~ 時 分
場 所	
相手方	
対応者	〇〇〇部 〇〇〇課 △△課長、□□補佐、◇◇係長 ●●●部 ●●●課 ▲▲課長、■ ■補佐、◆◆係長
方 法	面談 ・ 電話 ・ その他（ ）
件 名	
内 容 (概要記載)	・ ~~~に関する事実確認 ・ ~~~の件で資料提供 ・ ~~~についての意見交換
質問提供 について	☐ 会派（議員）から提供された質問情報※の他会派への提供（横流し） は行っていません。 ※質問内容、質問文（骨子含む）、答弁骨子（方向性含む）
質問作成 について	☐ 議会質問の原稿作成※は行っていません。 ※質問原稿全文の作成だけでなく、会派（議員）から問の提供を受けて前語りなどを 追加し、質問原稿を作り上げる行為を含む
作成者 (所属・氏名)	〇〇〇部 〇〇〇課 〇〇係長 ◇◇ ◇◇ 内線（ ）